



① 印鑑(認印、朱肉を使うもの) す。

■ 申告に必要なもの

申告に必要なものは次のとおりです。

平成26年度の申告実績などに基づいて申告案内は郵送しますが、郵送申告を希望される方や、申告についてご不明な点がある方は、お問い合わせください。

■ 申告書などの送付について

従来、本市では、市民税・県民税申告書を市内の各世帯に郵送してまいりました。

■ 申告書などの送付について

今回から、会場でパソコンを使って申告受付を行い、その場で申告書を印刷し、内容を確認後、押印していただくことになりました。そのため、昨年の申告時に申告書の送付を希望された方を除き、申告書を郵送しません。

なお、申告書の控はお渡しできませんので、希望される方は申告時にお申しつけください。

- ② 平成26年中の収入や必要経費がわかる書類
- 給与・公的年金などの源泉徴収票や支払証明、シルバー人材センターからの配分金証明など
  - 事業収入(営業、農業など)や不動産収入のある方は、収支計算書、収入・経費が確認できる資料
  - \* 関係帳簿、証明書や領収書
  - 譲渡所得、配当所得、一時所得、その他雑所得のある場合は、その収入・経費が確認できるもの
  - ③ 各種控除に必要な領収書、証明書など
  - 社会保険料(国民年金保険料、健康保険料など)、生命保険料、地震保険料の控除(払込)証明書や領収書
  - 医療費控除を受ける場合は、平成26年中に支払った医療費の領収書、生命保険会社などからの補てん金額の支払証明書、医療費集計明細書
  - 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書(高齢・介護福祉課からのお知らせ文書(1月中旬発送予定))をご確認ください)
  - \* 書類・資料は、必ず全てご用意ください。確認後、お返しします。

● 平成27年度 申告受付日程表(川内地域)

| 月 | 日  | 曜 | 午前の部(9:00 ~ 11:30)           |  | 午後の部(13:30 ~ 16:00)  |   |
|---|----|---|------------------------------|--|--|---|
|   |    |   | 対象地区                         | 会場                                       | 対象地区   | 会場  |
| 1 | 29 | 木 | 寄田町                          | 寄田地区コミュニティセンター                           | 久見崎町<br>寄田町(土川)  | 滝浪地区コミュニティセンター<br>土川集会所                   |
| 1 | 30 | 金 | 高江町                          | 峰山地区コミュニティセンター                           | 高江町  | 峰山地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 2  | 月 | 川北地区(大小路側)年金収入のみの方           | 本庁 6階大会議室                                | * 収入が年金だけで、他に収入のない方のみ受け付けになります。(年金と他の収入がある方は、各地区出張申告会場などで2月6日以降に受け付けします)<br>【受付時間】<br>午前の部 8:30 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 17:00 |   |
| 2 | 3  | 火 | 川南地区(向田側)年金収入のみの方            |  |  |   |
| 2 | 4  | 水 | 川北地区(大小路側)年金収入のみの方           |  |  |   |
| 2 | 5  | 木 | 川南地区(向田側)年金収入のみの方            |  |  |   |
| 2 | 6  | 金 | 久住町、楠元町                      | 平佐東地区コミュニティセンター                          | 中村町  | 平佐東地区コミュニティセンター                           |
| 2 | 9  | 月 | 城上町                          | 城上地区コミュニティセンター                           | 城上町  | 吉川地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 10 | 火 | 五代町                          | 亀山地区コミュニティセンター                           | 宮内町、小倉町  | 亀山地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 12 | 木 | 網津町、小倉町                      | 水引地区コミュニティセンター                           | 水引町  | 水引地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 13 | 金 | 港町                           | 水引地区コミュニティセンター                           | 湯島町  | 水引地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 16 | 月 | 田海町、白浜町                      | 八幡地区コミュニティセンター                           | 田海町  | 八幡地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 17 | 火 | 西方町                          | 町自治会館                                    | 湯田町  | 湯田地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 18 | 水 | 中郷町、中郷1~5丁目                  | 育英地区コミュニティセンター                           | 原田町、東大小路町  | 中央公民館                                     |
| 2 | 19 | 木 | 御陵下町                         | 中央公民館                                    | 御陵下町   | 中央公民館                                     |
| 2 | 20 | 金 | 国分寺町、大小路町                    | 中央公民館                                    | 大王町、若葉町、花木町、上川内町   | 中央公民館                                     |
| 2 | 23 | 月 | 永利町                          | 永利地区コミュニティセンター                           | 百次町  | 永利地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 24 | 火 | 隔成町                          | 隔成地区コミュニティセンター                           | 高城町  | 高来地区コミュニティセンター                            |
| 2 | 25 | 水 | 矢倉町、尾白江町、木場茶屋町               | セントピア                                    | 都町、青山町   | セントピア                                     |
| 2 | 26 | 木 | 勝目町、山之口町、川永野町                | セントピア                                    | 宮崎町  | セントピア                                     |
| 2 | 27 | 金 | 隈之城町、中福良町                    | セントピア                                    | -  | -   |
| 3 | 2  | 月 | 田崎町、横馬場町、鳥追町、白和町             | 本庁 6階大会議室<br>【受付時間】<br>午前の部 8:30 ~ 12:00 | 天辰町  | 本庁 6階大会議室<br>【受付時間】<br>午後の部 13:00 ~ 17:00 |
| 3 | 3  | 火 | 平佐町、平佐一丁目                    |  | 平佐町  |   |
| 3 | 4  | 水 | 平佐町                          |  | 向田町、東向田町、西向田町、向田本町、神田町   |   |
| 3 | 5  | 木 | 若松町、東開聞町、西開聞町、冷水町            |  | 宮里町  |   |
| 3 | 6  | 金 | 川内地域全域<br>(上記の期間中に申告できなかった方) | 本庁 6階大会議室                                | 【受付時間】<br>午前の部 8:30 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 17:00   |   |
| 3 | 9  | 月 |                              |  |  |   |
| 3 | 10 | 火 |                              |  |  |   |
| 3 | 11 | 水 |                              |  |  |   |
| 3 | 12 | 木 |                              |  |  |   |
| 3 | 13 | 金 |                              |  |  |   |
| 3 | 16 | 月 |                              |  |  |   |

市民税・県民税  
(国民健康保険税)  
申告受付の  
お知らせ

【問合せ先】本庁税務課市民税グループ  
☎(23)5111(内線2231、2232、2233)

平成27年度市民税・県民税の申告受付を1月下旬(地域によって開始時期が異なります)から3月16日まで、次ページ以降の日程により各地域で行います。

この申告は、市民税・県民税の課税資料となります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定資料になるほか、公営住宅、児童扶養手当、保育園、幼稚園就園補助金、融資などの申請に必要な諸証明の基にもなります。

申告の要否について確認し(下記のプロローグを参考にしてください)、申告の必要な方は、申告に必要なもの、申告会場を確認いただき、3月16日(月)までに申告をしてください。

★まずは市民税・県民税申告が必要か確認しましょう

